

地方法人特別税の創設及び法人事業税の税率について(お知らせ)

平成21年4月

日ごろは、県税の申告、納税につきまして格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

地方法人課税について、地方法人特別税の創設、法人事業税の税率の引き下げ及び超過課税の適用期間の延長がされましたのでお知らせします。

改正の趣旨をご理解いただき、今後とも法人事業税の申告納付になお一層ご協力くださいますようお願いいたします。

地方法人特別税の創設について

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の税率を引き下げるとともに、新たに地方法人特別税(国税)を創設し、各都道府県が賦課徴収した収入額を国が人口及び従業者数に応じて、各都道府県に譲与することとなりました。

地方法人特別税の概要  2ページへ

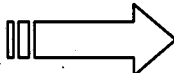
法人事業税の税率について

■法人事業税の税率の引き下げに伴う超過課税の見直し

地方法人特別税の創設により、法人事業税の標準税率が引き下げられたことに伴い、平成20年6月県議会において愛知県県税条例の一部改正を行い、超過課税について見直しを行いました。

■超過課税適用期間の延長

平成21年2月県議会において愛知県県税条例の一部改正を行い、法人事業税の超過課税の適用期間を3年間(平成25年1月31日までの間に終了する事業年度分まで)延長しました。

愛知県の法人事業税の税率表  3ページへ

<超過課税のあらまし>

愛知県では、県内各法人のご理解とご協力のもとに昭和52年から法人事業税について超過課税を実施し、その増収額により防災事業を進め、大きな成果をあげてまいりましたが、緊急度の高い事業が依然として多く残っていることから、引き続き平成25年1月31日までの間に終了する事業年度分まで延長することとしました。

なお、中小法人などにつきましては、従来どおり、超過課税の対象から除外する負担軽減措置が設けられています。

<超過課税の増収額により行う防災事業>

- ・災害に備えて緊急に実施を必要とする河川、治山、ため池、砂防施設などの整備維持
- ・地盤沈下地域において、緊急に実施を必要とする河川、排水施設などの整備維持
- ・災害を未然に防止するために緊急を要する海岸の整備維持

地方法人特別税の概要

◎対象法人

法人事業税(所得割又は収入割)を納める法人

◎課税標準

基準法人所得割額又は基準法人収入割額

■基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは……

標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額をいいます。

◎税額の計算

基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率 = 税額

◎税率

外形標準課税対象法人の 基準法人所得割額に対する税率	148%
外形標準課税対象法人以外の法人の 基準法人所得割額に対する税率	81%
基準法人収入割額に対する税率	81%

◎適用期日

平成20年10月1日以後開始する事業年度に係る所得及び同日以後の解散による清算所得について適用されます。

◎申告・納付

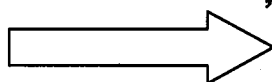
法人事業税と併せて申告及び納付を行います。

申告書及び納付書の様式については、これまでの法人県民税及び法人事業税の申告書及び納付書の様式に地方法人特別税の欄が追加されました。

【イメージ図】

<改正前>	(変更なし)	<改正後>
超過課税分の税率 0.15%		超過課税分の税率 0.15%
法人事業税(標準税率) 5%		法人事業税(改正後の標準税率) 2.7%
		地方法人特別税(国税) 法人事業税の税額(標準税率分)×81% 2.187%(税率に換算)

5.15%



県税(2.85%) + 国税(2.187%) =

5.037%

各法人の法人事業税と地方法人特別税を合わせた税負担は、増加しません。

愛知県における法人事業税の税率表

1 外形標準課税対象法人以外の法人の所得割

区分		税率		
		超過課税の対象となる法人	超過課税の対象とならない(*1)法人	(参考)地方法人特別税の計算に用いる標準税率
普通法人	所得のうち、年 400 万円以下の金額	2.85%	2.7%	2.7%
	所得のうち、年 400 万円を超え、年 800 万円以下の金額	4.219%	4%	4%
	所得のうち、年 800 万円を超える金額及び軽減税率不適用法人(*2)	5.588%	5.3%	5.3%
	清算所得(*3)	5.588%		5.3%
特別法人	所得のうち、年 400 万円以下の金額	2.85%	2.7%	2.7%
	所得のうち、年 400 万円を超える金額及び軽減税率不適用法人(*2)	3.798%	3.6%	3.6%
	清算所得(*3)	3.798%		3.6%

- *1 超過課税の対象とならない法人とは、普通法人の場合、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、所得が年 5,000 万円以下の法人をいい、特別法人の場合、所得が年 5,000 万円以下の法人をいいます。
- *2 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人をいいます。(以下同じです。)
- *3 愛知県では清算所得の場合、法人事業税の税率はすべて超過課税となります。

2 外形標準課税対象法人の所得割

区分	税率	
	法人事業税の税率(*4)	(参考)地方法人特別税の計算に用いる標準税率
所得のうち、年 400 万円以下の金額	1.614%	1.5%
所得のうち、年 400 万円を超え、年 800 万円以下の金額	2.365%	2.2%
所得のうち、年 800 万円を超える金額及び軽減税率不適用法人	3.116%	2.9%
清算所得	3.116%	2.9%

- *4 愛知県では外形標準課税対象法人の場合、法人事業税の税率はすべて超過課税となります。
- * 付加価値割(0.4944%)及び資本割(0.206%)の税率に変更はありません。

3 収入金課税法人(電気・ガス供給業又は保険業を行う法人)

区分	税率		
	超過課税の対象となる法人	超過課税の対象とならない(*5)法人	(参考)地方法人特別税の計算に用いる標準税率
収入割	0.739%	0.7%	0.7%

- *5 超過課税の対象とならない法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人をいいます。

愛知県以外の税率については、各都道府県の税務担当課にお問い合わせください。

< 予定申告に関する経過措置について >

平成20年10月1日以後開始する最初の事業年度における予定申告は、前事業年度の地方法人特別税がないため、次の経過措置が設けられています。

○法人事業税に係る予定申告税額

(前事業年度の法人事業税額(割ごとの額) ÷ 前事業年度の月数) × 3.3

○地方法人特別税に係る予定申告税額

(前事業年度の法人事業税額(*) ÷ 前事業年度の月数) × 2.7

* 外形標準課税対象法人の場合は、所得割、付加価値割及び資本割の合計額になります。

(参考)翌事業年度以降の予定申告は次のとおりです。

○法人事業税に係る予定申告税額

(前事業年度の法人事業税額(割ごとの額) ÷ 前事業年度の月数) × 6

○地方法人特別税に係る予定申告税額

(前事業年度の地方法人特別税 ÷ 前事業年度の月数) × 6

簡単！便利！

インターネットで

地方税の申告納付！

エルタックス
eLTAX

をご利用ください！

エルタックスは、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

◆利用できる地方税は

- 法人県民税・事業税(地方法人特別税を含む) ○法人市町村民税
- 個人市町村民税・県民税(給与支払報告書や特別徴収関連の手続き)
- 事業所税 ○固定資産税(償却資産)

※地方公共団体により利用できる地方税は異なります。詳細はエルタックスホームページでご確認ください。

◆電子申告のメリット

- インターネットでオフィスやご自宅から簡単申告！
- 複数の地方公共団体へまとめて申告！
- エルタックス対応の市販税務・会計ソフトでそのまま申告！
- 利用者ソフトウェア「P C desk」^{パソコンデスク}で簡単に申告書作成！

◆電子納税もできます

○愛知県では、平成21年4月から電子納税の手続を利用することにより、窓口へ足を運ぶことなく、インターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMで納税することが可能となりました。

なお、地方公共団体により電子納税の開始時期と利用可能な税目は異なります。詳細はエルタックスホームページでご確認ください。

詳しくは、エルタックスホームページで！

エルタックス

で

検索

できます。<http://www.eltax.jp/>

お問い合わせは、エルタックスサポートデスクへ。

TEL 0570-081459(IP 電話等の場合は、03-5339-6701)